

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の設置について

平成31年3月26日

経済産業省が、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業を所管する立場から、製造業特定技能外国人材受入れの適正な実施のために、本協議・連絡会を組織する。

名 称： 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

設 置： 平成31年3月26日

目 的：

構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能の在留資格に係る制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに特定技能の在留資格に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献すること

協議・連絡事項：

- ①外国人の受入れ状況及び課題（地域差に係る状況及び課題を含む。）並びに対応方策
- ② 不正行為の抑止に資する取組・防止策
- ③ その他外国人材の適正な受入れ及び外国人の保護に資する情報・取組

構成員：

- ① 経済産業省
- ② 法務省、外務省、厚生労働省及び国家公安委員会
- ③ 素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業の
特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする者
- ④ 地方公共団体、経済団体その他の団体であって、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの

運営要領： 別紙のとおり

議 事： 原則公開

事務局： 経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課
(製造産業局素形材産業室、産業機械課及び商務情報政策局情報産業課がこれを助ける)

以上